

2021年度 法科大学院

第4期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

Yは、中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合であり、平成14年7月31日、総代会の決議により解散した。

Yは、平成6年に行われた監督官庁の立入検査において、資産の回収可能性等を基に査定された欠損見込額を前提とする自己資本比率の低下を指摘され、さらに、平成8年に行われた立入検査においても、資産の大部分を占める貸出金につき、欠損見込額が巨額になっており、上記自己資本比率がマイナス1.80%であって実質的な債務超過の状態にあるなどの指摘を受け、文書をもって早急な改善を求められたが、その後も上記の状態を解消することができないままであった。

平成10年ないし平成11年頃、Yは、資産の欠損見込額を前提とすると債務超過の状態にあつて、早晚監督官庁から破綻認定を受ける現実的な危険性があり、代表理事らは、このことを十分に認識し得たにもかかわらず、Yの新大阪支店の支店長をして、Xに対し、そのことを説明しないまま、Yに出資するよう勧誘させた。

Xは、上記の勧誘に応じ、平成11年3月2日、Yに対し、500万円の出資をした（以下、上記の出資を「本件出資」といい、本件出資に係るYとXとの間の契約を「本件出資契約」という。）。

Yは、平成12年12月16日、金融再生委員会から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成11年法律第160号による改正前のもの）8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受け、その経営が破綻した。Xは、これにより、本件出資に係る持分の払戻しを受けることができなくなった。

Xは、平成17年9月8日、Yに対し、訴訟を提起した。

上記訴訟において、Xは、Yに対し、どのような請求ができるか、考えられるものを挙げた上で、それぞれの請求が問題点を抱えているか否か、抱えているとすれば、どのような問題点か、検討しなさい。なお、上記年月日にかかわらず、現行法下におけるものとして解答しなさい。